

飲酒運転根絶宣言店を募集します

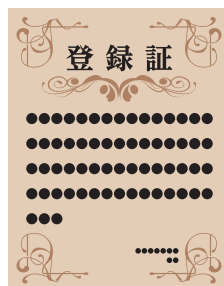


飲酒運転をしない、させない、許さない

千葉県では、飲酒運転のない、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、飲酒運転根絶を宣言して実践する(裏面の【宣言事項】参照)飲食店を登録しています。

登録されると次のような特典があります。

- 登録証の交付
- 啓発物資の配布
- 飲食店名、所在地(市町村名のみ)を千葉県のホームページに掲載(ただし、同意が得られた場合に限り)



対象

千葉県内で営業し、利用客に酒類を提供する飲食店

※営業の形態にかかわらず店内で酒類を提供していれば対象となります。



申込方法

次の①か②のどちらかに申込

① 千葉県庁暮らし安全推進課

申込書を郵送又はFAXもしくは、千葉県のホームページから申込書をダウンロードし、Eメールにて申込。

申込受付Email : ik-sengen@mz.pref.chiba.lg.jp

② 千葉県内の各警察署交通課

申込書を県内の各警察署交通課窓口(平日、窓口が開いている時間帯のみ)に直接提出して申込。



問合せ先

千葉県環境生活部暮らし安全推進課交通安全対策室

住所 : 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

TEL : 043-223-2263 FAX : 043-221-2969



【 宣言事項 】

- 一、道路交通法規を遵守し、飲酒運転は絶対にしない。
- 一、利用客の交通手段を確認する。
- 一、飲酒運転を行うおそれのある利用客に対して車両や酒類を提供しない。
- 一、飲酒運転を発見したときは、速やかに警察に通報する。
- 一、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という飲酒運転根絶の理念を持ち続け、社会から飲酒運転が根絶されるよう、この取組を継続する。

